

第5次 習志野市社会福祉協議会
発展強化計画
(令和8年度～令和12年度)



ふくっぴー

習志野市社会福祉協議会の
マスコットです。



社会福祉法人
習志野市社会福祉協議会

「誰もが安心して暮らせるまち」を目指して あなたの想い あなたとともに

近年、少子高齢化の進行や単身世帯の増加、家族の在り方の多様化など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。かつて家庭や地域で担われてきた支え合いの機能が弱まり、生活課題は複雑化・複合化し、支援が必要な方が地域の中で見えにくくなる状況も生じています。こうした社会構造の変化は、従来の制度や個別支援だけでは十分に対応できない新たな課題を生み出しており、地域全体で支え合う仕組みづくりがこれまで以上に求められています。

国においても、地域共生社会の実現に向け、住民の皆さまや関係機関が協働して地域の生活課題を把握し、包括的な支援体制を構築することが求められています。社会福祉協議会には、ガバナンスの強化や透明性の向上、公益的な取り組みの推進など、地域福祉の中核として果たすべき役割が一層明確に示されており、「連携・協働の場(プラットフォーム)」としての機能発揮が期待されています。

本会では、社会情勢の変化を踏まえ、中長期的な視点に立った持続可能な組織運営を推進するため、「第5次習志野市社会福祉協議会発展強化計画」を策定しました。本計画は、今後の事業運営の基本的方向性を示すとともに、法人運営体制の強化、人材確保・育成、財政基盤の強化など14の基本目標を設定し、これらの達成に向けて28項目の具体的施策を展開するものです。これらの施策を着実に進めることで、地域福祉の中核として求められる機能を強化し、持続可能な組織運営の実現に向けた基盤づくりを進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり貴重なご意見をお寄せいただきました経営検討委員会の皆さまをはじめ、ご協力くださいました皆さまに心より感謝申し上げます。今後とも、本計画に基づく取り組みを着実に進め、誰もが安心して暮らせる地域づくりに努めてまいります。引き続き温かいご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年3月

社会福祉法人
習志野市社会福祉協議会
会長 田久保 浩一

目 次

第1章	計画策定にあたって	
1.	計画策定の背景	1
2.	計画の位置づけ	2
3.	計画の期間	3
4.	計画の進行管理	3
第2章	本会が目指すべき方向性	
1.	使命	4
2.	経営理念	4
3.	組織経営方針	5
第3章	現状と課題	
1.	現状の把握（チェックリストの実施）	6
	（1）実施概要	
	（2）実施結果	
2.	課題の把握（SWOT分析の実施）	7
	（1）実施概要	
	（2）実施結果	
第4章	基本目標、及び具体的な取り組み	
1.	基本目標	11
2.	基本目標に対する具体的な取り組み	14
	（計画の策定経過）	34

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

(1) 習志野市社会福祉協議会の動向

- 習志野市社会福祉協議会（以下、「本会」という）は、昭和34年の設立以来、社会福祉法に定める地域福祉の中核的な団体として、地域住民や支部社会福祉協議会（以下、「社協支部」という）、社会福祉法人をはじめとした社会福祉事業者、関係機関・団体と連携・協働し、地域福祉を推進してきました。
- 社協支部は、平成16年度に16支部体制が整い、地域の特性を活かしたきめ細やかな福祉活動を行なっています。
- 平成18年度には、地域福祉センター「いずみの家」、平成19年度には老人福祉センター「さくらの家」の指定管理者として、事業を拡大してきました。
- 平成27年から、介護予防・日常生活総合支援事業の受託を開始し、生活支援体制整備事業にかかるコーディネーターの配置や、第一層の協議会、第二層の協議会への参加や運営支援を関係機関と連携を図りながら実施しています。
誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指して取り組みを継続しています。
- 平成30年度より、「習志野市成年後見センター」を受託し、成年後見制度に関する相談窓口として業務を行なっています。市民後見人養成講座の実施やフォローアップ講座の開催、また令和6年3月からは法人後見業務を開始し、住民の権利擁護事業の推進を図ってきました。
- 令和2年3月から令和4年9月末まで、新型コロナウイルスの影響により生活困窮となった方に対して、政府が創設した生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」「総合支援資金」の特例貸付の相談、貸付を実施しました。
令和4年4月から返済を受付していますが、生活困窮の状況が長引き、返済が出来ない方への相談支援を継続して実施しています。
- 平成20年度に第1回の災害ボランティアセンター立ち上げ・運営訓練を実施して以降、平成23年の東日本大震災の発生時の災害対応ボランティアセンターの設置・運営、令和5年度に習志野市と「災害ボランティアセンター等の設置及び運営に関する協定」を結ぶなど、災害時の支援体制強化に努めています。

(2) 本計画 策定の趣旨

国では、複合的な生活課題の問題や、制度の狭間の問題を解決していくため、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の

第1章 計画策定にあたって

2. 計画の位置づけ

多様な主体が参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく『地域共生社会』の実現を目指した、新たな取り組みを進めています。

この『地域共生社会』の実現に向けて、令和3年4月の社会福祉法の改正において、高齢者・子育て・障がい・生活困窮のような、従来の分野ごとの相談支援体制では解決することが困難な課題に対応するため、地域の支援機関・関係者などが地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズを包括的に受け止め、支援できる体制を整備する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

また、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることを規定とした「孤独・孤立対策推進法」が施行され、全ての人がお互いを尊重し、誰もが自分らしく生活することができる共生社会を目指すための施策が進められています。

これからの社会福祉協議会（以下、社協）には、誰もが安心して、その人らしい暮らしができるよう、支援が必要な人や支援が届いていない人を見逃すことなく受け止め、住民や地域の関係者と共に継続的な支援を行なう必要があります。

また、今後の社会の変化や多様化するニーズへの感度をさらに高めながら、制度の枠にとらわれず、その人らしい暮らしを地域でささえるためのさまざまな活動・事業を積極的に企画・実施していく必要があります。

一方で、本会の事業運営を支える財源については、人口減少や地域活動の担い手不足により、本会の会費、共同募金、寄附金等の自主財源の確保が年々厳しさを増しています。

社協は、行政とのパートナーシップを築き、両輪として地域福祉を進めていくことが求められている中で、社会福祉法に位置づけられた、地域福祉を推進することを目的とする団体として、法人運営の基盤となる公費の確保を進めることも必要です。

「誰もが安心して暮らせるまち」を目指して、安定的かつ持続可能な事業運営を行なうために、住民や地域の関係者、行政に対して社協をより深く理解してもらう努力を重ねられた資源を有効に活用する経営意識の向上が不可欠です。

「第5次習志野市社会福祉協議会発展強化計画」は、このような背景において、今後、本会が地域において、どのような役割を果たしていくのか、使命や経営理念、経営方針等を明確にし、その実現に向けた組織体制、事業展開、財務等に関する取り組みについて示した計画とします。

2. 計画の位置づけ

(1) 本計画の役割

- 本計画は、本会が「習志野市地域福祉活動計画」に沿って地域福祉を推進するにあたり、その実現のために必要な組織体制や財務など経営面を含めた基盤強化の取り組みについて定める計画となります。
- 民間組織でありながらも、社会福祉法に規定される高い公益性・公共性を有する社会福祉法人として求められる、持続的かつ安定的な経営及び自律（自立）した運営の

ための財源確保、組織運営の透明性確保、新たに事業展開する場合の方向性等について定める計画となります。

(2) 他計画との関係性

- 習志野市は、地域のたすけあいによるまちづくりを推進するため、地域福祉を推進する上での基本的な方向性・理念を明らかにする計画として、「習志野市第3期地域福祉計画（令和8年度～令和15年度）」を策定しています。
- 本会は、『第7次習志野市地域福祉活動計画（令和8年度～令和12年度）』を策定し、地域住民や社会福祉に関する活動を行なう者、社会福祉を目的とする事業（サービス）を経営する者が相互協力して地域福祉活動を推進しています。
- 本計画は、『習志野市第3期地域福祉計画』及び『第7次習志野市地域福祉活動計画』が目指す地域福祉を実現するために、本会の基盤強化や人材育成、財源確保などの行動計画を定めるものです。

3. 計画の期間

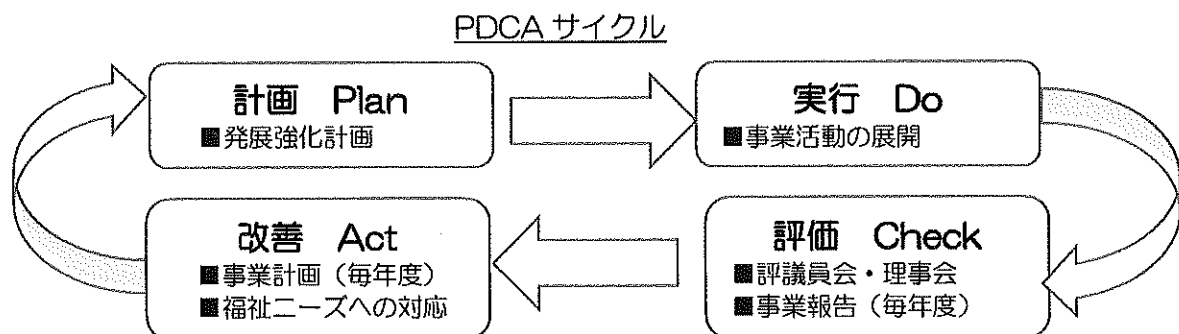
令和8年度～令和12年度（5年間）

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

ただし、計画の達成状況を年度ごとに検証し、令和10年度には中間見直しを行ないます。

4. 計画の進行管理

本計画の進行管理及び評価は、PDCAサイクル（計画、実行、評価、改善）を基本に効果的に進めます。進捗状況の管理は、「経営検討委員会」において、随時、確認・評価・改善を行ないます。



第2章 本会が目指すべき方向性

1. 使命／2. 経営理念

第2章 本会が目指すべき方向性

1. 使命

本会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民の皆さまや、民生委員・児童委員、社会福祉関係者の皆さま、地域で活動されている関係機関の皆さまとの協働により、地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会づくり」を推進することを使命とします。

「だれもが安心して暮らせるまち」をめざして
あなたの思い あなたとともに

2. 経営理念

上記の使命を達成するために、以下の経営理念に基づき事業を展開します。

- ① 地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現
- ② 誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現
- ③ 地域住民及び、福祉組織・関係者との協働による包括的な支援体制の構築
- ④ 地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出
- ⑤ 持続可能で責任ある自律した組織経営

※市区町村社協経営指針 令和2年7月改定より

3. 組織経営方針

「社会福祉を目的とする事業を経営する者」と「社会福祉に関する活動を行なう者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、その使命及び経営理念をより具体的に行動、実現につなげるために、以下の経営方針を定めます。

① 健全な組織運営

地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たします。

② 住民主体による福祉活動の推進

事業の展開にあたって、地域福祉を推進する中核的な団体として、住民の参画と関係機関・団体等との連携・協働を図ります。

③ 権利擁護支援の推進

相談者の基本的人権や尊厳を守り、地域の中でその人らしい幸せな生活を送ることができるよう支援します。

④ 安定した経営

事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適切に行ない、効率的かつ安定的な経営を行ないます。

⑤ 法令遵守

すべての役職員は、高い倫理観を保持し、法令を遵守します。

※市区町村社協経営指針 令和2年7月改定を参考

第3章 現状と課題

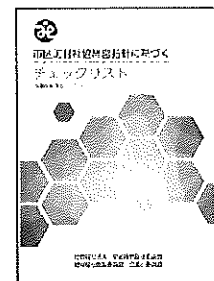
1. 現状の把握（チェックリストの実施）

第3章 現状と課題

1. 現状の把握（チェックリストの実施）

(1) 実施概要

- ・目的
本会の事業活動、組織の現状について、職員が認識を共有するとともに、「強み」や「弱み」、課題等を把握することを目的に実施しました。
- ・チェックリスト
市区町村社協経営指針に基づくチェックリスト
(作成：社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会 企画小委員会)
- ・対象者
本会職員（企画総務課・地域福祉推進課・生活支援課）
- ・実施期間
令和7年7月14日（月）～8月25日（月）



(2) 実施結果

チェックリスト実施後、「市区町村社協経営指針に基づくチェックリスト実施結果」を取りまとめ、役職員で共有しました。

各設問（全49問）での評価結果

評価項目	回答数
できている	9
ある程度できている	29
あまりできていない	10
できていない	1

- できている（9）…法人経営部門（1）地域福祉活動推進部門（6）
相談支援・権利擁護部門（2）

主な設問内容

- ・情報公開の適切な実施（法人）・住民の福祉活動の拠点整備（地域）
- ・福祉教育の推進（地域）・チームによる対応、スーパービジョン（相談）

- ある程度できている（29）…法人経営部門（16）地域福祉活動推進部門（7）
相談支援・権利擁護部門（6）

主な設問内容

- ・使命、理念、基本方針の明文化と周知（法人）・役員体制の確立（法人）
- ・多様な財源の確保・活用・地域の実態の把握・分析（法人）
- ・住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる体制づくり（地域）
- ・住民主体の助け合い活動や生活支援サービスの推進（地域）
- ・相談しやすい相談窓口の整備（相談）

- あまりできていない（10）…法人経営部門（4）地域福祉活動推進部門（5）
相談支援・権利擁護部門（1）

主な設問内容

- ・事業継続計画（BCP）の策定（法人）
- ・職員の確保・育成・定着支援（法人）
- ・共同募金委員会と連携した共同募金・歳末たすけあい運動（地域）
- ・社会福祉法人・福祉施設との連携・協働（地域）
- ・多機関の連携・協働による複合的な課題への対応（相談）

- できていない（1）…法人経営部門（0）地域福祉活動推進部門（1）
相談支援・権利擁護部門（0）

主な設問内容

- ・圏域ごとの地域福祉活動計画（小地域福祉活動計画）の策定（地域）

2. 課題の把握（SWOT分析の実施）

（1）実施概要

・目的

本章「1. 現状の把握」で行なったチェックリストの実施結果等を踏まえ、本会組織の外部環境と内部環境をStrength（強み）、Weakness（弱み）、Opportunity（機会）、Threat（脅威）の4つの要素で分析・評価し、本会組織の改善点や伸ばすべきポイント、将来的なリスクなどを検討するため実施しました。

・対象者

本会職員（企画総務課・地域福祉推進課・生活支援課）

・実施方法

令和7年10月7日（火）実施の事務局会議において、担当課ごとのSWOT分析を依頼し、結果をプロジェクトで協議しました。

・SWOT分析で使用したワークシート

SWOT分析シート		テーマ：次期（第5次）発展強化計画について	
	プラス要因	マイナス要因	
内部環境	S（強み）	W（弱み）	
外部環境	O（機会）	T（脅威）	

第3章 現状と課題

2. 課題の把握（SWOT 分析の実施）

（2）実施結果

●Strength（強み）

分析のポイント	「市区町村社協経営指針に基づくチェックリスト」から各設問の取り組みのポイントを参考に、本会の「強み」を分類しました。
---------	--

部門	内 容
法人運営部門	・ 常務理事・事務局長が行政出身者であり、行政とのパイプがある ・ 理事は関係団体や関係機関から選任しており、幅広い視点から意見をいただける体制である ・ 社協役職員と社協支部役員の合同で研修会を実施している ・ 健康福祉部と定期的に管理職による情報交換会を実施している ・ 会長自らが会費の使途や目的について説明し、企業・団体から特別会費の協力がある ・ コンプライアンスに関する管理体制が整備されている ・ ワーク・ライフ・バランスやハラスメント対策、メンタルヘルスへの取り組みなど、職員が安心して働ける環境づくりを進めている ・ 資格取得支援体制がある
地域福祉活動推進部門	・ 支部拠点を活用した多世代交流や身近な地域でのニーズ把握、相談支援を実施している ・ 支部長会議や事業別担当者会議を実施しており、社協支部との情報共有ができています ・ 地域福祉活動計画や委託事業を通じて、地域の課題やニーズを把握・分析している ・ ボランティア・市民活動センターを設置し、ボランティアグループ等の立ち上げ・運営支援を行なっている ・ 福祉体験ボランティアや災害ボランティアの養成、市民力レッジでの活動者募集など、多様な地域の担い手育成活動を展開している ・ ボランティアだけでなく、必要に応じて関係機関や民間事業者と連携し個別支援に対応している ・ 毎年、災害ボランティアセンター立ち上げ・運営訓練を実施している ・ 各圏域の高齢者相談センター（地域包括支援センター）と生活支援体制整備事業を通じて相談・連携することができる
相談支援・権利擁護部門	・ 相談者の話を受け止め、たらい回しにせず対応しており、ワンストップ機能ができています ・ 法律職や医療・福祉関係者との日常的な連携、専門機関へのスムーズな繋がりができている ・ 成年後見制度を主なテーマにした研修会や勉強会で講師を務めるなど、地域や関係機関への情報発信や啓発に積極的である ・ 法人後見事業を行なっていることで、日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携を強化し、切れ目ない支援を実施している ・ 心配ごと相談所を平日と月1回土曜日（2カ所）に開設し、相談を受ける場を設けている ・ 生活困窮者の対応のため、フードバンクちばと繋がっている

第3章 現状と課題
2. 課題の把握 (SWOT 分析の実施)

●Weakness (弱み)

分析のポイント	「市区町村社協経営指針に基づくチェックリスト」から各設 問の取り組みのポイントを参考に本会の「弱み」を分類し、 できていない部分について協議しました。
---------	---

部門	内 容
法人運営部門	・職員向けの計画的な研修計画が確立されてなく、職員の育成体制が十分とはいえない ・地域支援、個別支援を行なっていく中で、倫理綱領の徹底が浸透されていない
地域福祉活動 推進部門	・地域の実態や課題、生活上の困りごとについては一定の把握ができているものの、それをもとにした個別支援への活用や、新たな仕組み・社会資源の開発には至っていない ・地域福祉活動計画には圏域ごとの課題を反映しているが、圏域単位での個別計画策定はできていない ・支部委員の活性化が図れない一部の支部は存続が難しくなっている
相談支援・ 権利擁護部門	・市内にある地域資源について、十分に活用できていない ・相談支援業務に従事する人材の確保が厳しくなっている ・各圏域の高齢者相談センター（地域包括支援センター）が抱えている課題等の把握が十分とはいえない

●Opportunity (機会)

分析のポイント	本会の外部環境（コントロールできない要因、本会の外側で 決定される要素）取り上げ、本会にとって「活動や経営がし やすい（しやすくなる）要素」について協議しました。
---------	---

外部環境	要 素
地域住民	・どこへ相談したらよいかわからない、解決策が見えない悩みを相談してくれる ・社協をPRしてくれる存在
関係機関・ 団体	・理事及び評議員の推薦団体として、地域のニーズや課題、幅広い意見を提供してくれる ・個別の相談ケースについて連携して対応している（高齢者相談センター（地域包括支援センター）、習志野市地域ケア推進会議のメンバー、のうえい舎等）
社会福祉法人	・理事及び評議員の推薦団体として、地域のニーズや課題、幅広い意見を提供してくれる ・公共性の高い民間団体として、市民に信頼と安心感を与える団体である
ボランティア	・地域の見守り役である
行政・市	・福祉に関わる部署が、市役所1Fに集約されており、横断的な相談、対応が可能である
学校	・ボランティア活動の参加や担い手となる
企業	・社会貢献に協力してくれる
法律・制度	・重層的支援体制整備事業 ・日常生活自立支援事業拡充に伴う、身寄りのない高齢者等の制度的対応

第3章 現状と課題

2. 課題の把握 (SWOT 分析の実施)

外部環境	要 素
社会情勢	・物価高に伴い生活困窮世帯や認知症高齢者が増加し、社協の業務が増加する傾向にある
情報	・SNS 等での定期的な情報更新、最新情報の提供、周知ができる環境にある
AI	・キントーン、ChatGPT 等の活用によって、効率化が期待できる

●Threat (脅威)

分析のポイント	本会の外部環境（コントロールできない要因、本会の外側で決定される要素）取り上げ、本会にとって「活動や経営がしにくい（しにくくなる）要素」について協議しました。
---------	---

外部環境	要 素
地域住民	・地域住民の高齢化。地域の担い手の高齢化も進む一方で、若年層への育成が進んでいない ・高齢層と若年層との関わりが薄い ・本会の利用者は一部の住民であるため、本会の地域福祉活動への理解が進まない
関係機関・団体	・新しい福祉ニーズに基づく事業には、民間事業者の参画が広く認められる傾向にあり、競争入札では厳しい状況である ・幅広く福祉事業を展開している法人は従業員数も多く、行政からの委託事業を受けやすい。また、興業種（建設業・小売業・学習塾など）から福祉に参入する業者、NPO 法人なども増えている
社会福祉法人	・スケールメリットによる人材育成・獲得に及ばない面がある ・財政的に逼迫している法人が多く、低賃金であるため人材確保が困難
ボランティア	・担い手の高齢化、新たな担い手の不足 ・時代に即した新たなボランティア活動団体の開発力の不足
行政・市	・行政財政が厳しいことから、必要な補助金、委託金が確保されにくい
学校	・SSW との連携がない（関りが無い） ・児童(生徒)数の偏りがある。児童(生徒)数の減少(秋津地区の少子化が顕著) ・市内全域で福祉教育が行きわたっていない
企業	・最低賃金の上昇により、財政を圧迫し人材確保が難しくなっている ・JR 津田沼駅北口をはじめとする商業施設の衰退、市内商店等との連携不足
法律・制度	・住民ニーズ、実態に法律が追いついていない。そのため現場感覚とかけ離れ、制度の普及が進まない
社会情勢	・少子高齢化・人口減少が進んでいる ・身寄りのない高齢者、障がい者、単身者の増加 ・定年延長により地域福祉活動の担い手が減っていく
情報	・情報過多、情報氾濫により正しい情報がつかめない ・圧倒的な情報量流出の精査、処理、活用エネルギーを要す
AI	・ChatGPT 等の活用により、コミュニケーション不足、対人関係の構築が希薄になっていく ・AI に関する専門的な知識不足

第4章 基本目標、及び具体的な取り組み

1. 基本目標

前章における本会の現状と課題を踏まえ、第5次習志野市社会福祉協議会発展強化計画における14の基本目標を設定しました。

また、それぞれの基本目標の達成に向けた、具体的な取り組み事項（28項目）を設定しました。

【基本目標】

- ① 法人運営体制の強化
- ② 法令遵守の徹底
- ③ 人材確保・人材育成
- ④ 財政基盤の強化
- ⑤ 行政とのパートナーシップ
- ⑥ 広報活動の充実
- ⑦ 住民主体による福祉活動の推進
- ⑧ 個別支援と地域づくりの一体的な展開
- ⑨ 地域福祉計画・地域福祉活動計画
- ⑩ 包括的な相談と支援
- ⑪ 相談支援業務のマネジメント
- ⑫ 地域における多機関協働の推進
- ⑬ 権利擁護支援の体制整備
- ⑭ 地域に根ざした施設運営の推進

第4章 基本目標、及び具体的な取り組み

1. 基本目標

第5次習志野市社会福祉協議会発展強化計画 計画の体系

No.	基本目標	項目No.	項目
1	法人運営体制の強化	1	使命・理念・経営方針の周知
		2	理事会・評議員会の適切な運営
		3	事業継続計画（BCP）の見直し
2	法令遵守の徹底	4	法令遵守の徹底
3	人材確保・人材育成	5	人材育成方針に基づく人材育成
		6	研修計画に基づく研修の実施
4	財政基盤の強化	7	財政意識の醸成
		8	社協会員の増強
		9	共同募金の活用
		10	多様な財源の確保・活用
		11	委託財源の適正化
5	行政とのパートナーシップ	12	行政各課との連携促進
6	広報活動の充実	13	多様な媒体を活用した社協の事業・活動等の情報発信
7	住民主体による福祉活動の推進	14	住民が主体的に地域生活課題を把握して 解決を試みる体制づくり
		15	ボランティアの育成、ボランティアグループや NPOの立ち上げ・活動支援
		16	住民主体のたすけあい活動や生活支援サービスの推進
		17	発災時の災害ボランティアセンターの 設置に向けた体制整備
8	個別支援と地域づくりの一体的な展開	18	多様な地域生活課題へ対応できる支援体制づくり
9	地域福祉計画・地域福祉活動計画	19	地域福祉活動計画の策定
10	包括的な相談と支援	20	相談しやすい相談窓口の整備
11	相談支援業務のマネジメント	21	社協内の連携や情報共有、記録の整備
12	地域における多機関協働の推進	22	地域の相談支援機関、サービス事業所、福祉施設等の ネットワーク構築
		23	多機関の連携・協働による複合的な課題への対応
13	権利擁護支援の体制整備	24	権利擁護支援のネットワーク構築
		25	権利擁護支援に関する事業の実施
14	地域に根ざした施設運営の推進	26	高齢者の健康と交流を支える施設運営の推進
		27	地域福祉の充実にに向けたボランティア支援と 利用環境の整備
		28	安全・快適な利用環境を維持するための施設の環境整備

第4章 基本目標、及び具体的な取り組み

1. 基本目標

第4次計画からの 継続／追加	取り組みの概略
継続	本計画の役職員への周知徹底と外部への情報提供
継続	丁寧な情報提供や運営の工夫
追加	事業継続計画（BCP）の見直し
追加	コンプライアンス研修の実施
継続	人材育成方針の策定と職員への周知
継続	人材育成方針に基づく研修計画の策定と研修の実施
追加	コストを意識した業務遂行
継続	会員拡充を意識した「社協について」の理解促進を図る取り組みの実施
継続	共同募金運動を活用した、地域福祉活動の理解促進を図る取り組みの実施
継続	新たな委託事業や補助事業の検討・提案、収益事業の収入拡大
継続	委託事業実施に伴うコストの見直し
追加	市の所管課等との定期的な情報・意見交換の実施
継続	SNSを活用した社協の事業・活動等の情報発信
継続	住民の主体的な活動の充実に向けた支援
継続	新規ボランティア団体の立ち上げ支援、既存ボランティア団体の活動支援
継続	世代間交流や新たな繋がりを意識した、社協支部活動の担い手の育成
継続	平時からの行政や関係団体との災害ボランティアセンターの設置・運営のための関係づくり
追加	個別支援と地域づくりを一体的に進めるための仕組みの整備
継続	市が策定する地域福祉計画の整合性を保持した地域福祉活動計画の策定
継続	住民が相談しやすい総合相談体制の整備
継続	相談記録の適切な管理・共有する仕組みの整備
追加	福祉関係者が共有するための地域資源の情報をマップ化、リスト化
追加	複合的な課題を抱えている困難事例について、検討・調整する仕組みの整備
継続	成年後見制度利用促進にかかる中核機関の整備、受託
継続	身寄りのない高齢者等の見守りや死後事務等の支援について検討、対応
継続	高齢者の健康維持と地域交流を促進するための施設運営の推進
継続	ボランティア活動の支援と誰もが利用しやすい環境づくりの推進
追加	施設の老朽化に配慮した計画的な修繕の実施

第4章 基本目標、及び具体的な取り組み

2. 基本目標に対する具体的な取り組み

基本目標1：法人運営体制の強化

【現状と課題】

- ・ 本会は、地域福祉を推進する中核的団体として持続可能な法人運営体制を構築する必要があります。
- ・ 社協の使命や理念、経営方針については策定されているものの、役職員全体での共通認識が不十分であり、日々の業務において具体的な行動として反映されていません。
- ・ 本計画の内容を全役職員が共通認識し、各事業や活動、組織運営に取り組む必要があります。
- ・ BCP（事業継続計画）について、事業や組織体制の変化に併せたものに変更しきれていないため、見直しが必要です。

【実施項目】

(1) 使命・理念・経営方針の周知

今後の取り組み内容

本計画で定めた「使命」「経営理念」「経営方針」について、全役職員が共通認識を図るため、職員会議や理事会、評議員会等の機会を通じて役職員に周知します。

併せて、関係機関や外部へ本計画の策定について情報提供を行ない、役職員が意識的に本会の特色をPRし、それに沿った事業運営を行なえるようにします。

年次計画

取り組み内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
職員会議や理事会、 評議員会等で本計画 の周知	実施	実施	実施	実施	実施
本計画の外部への情 報提供	実施	実施	実施	実施	実施

(2) 理事会・評議員会の適切な運営**今後の取り組み内容**

理事や監事、評議員に対して、日頃から、本会の事業・活動や課題についてわかりやすく情報提供を行ないます。また、理事会・評議員会において活発な意見交換が行なわれるよう運営を工夫します。

年次計画

取り組み内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
役員への日頃からの情報提供	実施	実施	実施	実施	実施
理事会・評議員会の運営の工夫	検討	実施	実施	実施	実施

(3) 事業継続計画（BCP）の見直し**今後の取り組み内容**

事業や組織体制に変化があった際には、随時見直しを行ない、自然災害発生時においても可能な限り早急に事業を再開できるように努めます。

また、BCPを役職員に周知すると共に、継続的な教育と定期的な訓練を実施します。

年次計画

取り組み内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業継続計画(BCP)の見直し	実施	実施	実施	実施	実施
事業継続計画(BCP)の役職員への周知	実施	実施	実施	実施	実施

第4章 基本目標、及び具体的な取り組み

2. 基本目標に対する具体的な取り組み

基本目標2：法令遵守の徹底

【現状と課題】

- ・ 社会の意識の変化や企業における不祥事の発覚、法規則の厳格化等によりコンプライアンスの重要性が問われています。
- ・ 社会全体でコンプライアンス意識が高まる一方、法令やガイドラインの改正が頻繁に行なわれており、最新情報の把握と適切な対応が求められています。
- ・ 本会においても、役職員の法令理解にばらつきが見られ、個々の判断に依存した業務運営がリスクとなる場面があります。

【実施項目】

(1) 法令遵守の徹底

◆ 今後の取り組み内容 ◆

本会の役職員として必要なコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するため、研修等を通じて、啓発活動を継続的に実施します。

年 次 計 画

取り組み内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
コンプライアンス研修の実施	検討	実施	実施	実施	実施

基本目標3：人材確保・人材育成

【現状と課題】

- ・職員採用については、毎年度定期的には行なっておらず、必要に応じて行なっているため、職員の年齢構成に偏りがあり、若手職員が少ない現状にあります。
- ・限られた職員数で多様な事業を担っており、権利擁護事業などの相談支援、地域福祉活動の推進などの業務が増加する中で、十分な時間をかけた人材育成が難しい状況があります。
- ・職員の専門性向上やスキルアップのための研修機会が限られており、体系的な育成計画の構築が必要です。
- ・人材育成の方向性や研修体系が十分に整理されていないため、組織として一貫した育成方針を示す「人材育成基本方針」を策定する必要があります。

【実施項目】

(1) 人材育成基本方針に基づく人材育成

今後の取り組み内容

人材育成の方向性や研修体系を明確にするため、「人材育成基本方針」を策定し、組織として一貫した育成体制を整備していきます。また、社会情勢や組織体制の変化により、随時、改定を行ないます。

年次計画

取り組み内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人材育成方針の策定と職員への周知	検討	実施	実施	実施	実施

(2) 研修計画に基づく研修の実施

今後の取り組み内容

人材育成基本方針に基づき、職員の専門性向上やスキルアップを図るための研修計画を策定し、計画的な研修を実施する。

研修内容は、組織の課題や職員のキャリア段階に応じて柔軟に見直し、継続的な学びの機会を確保する。

年次計画

取り組み内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人材育成方針に基づく研修計画の策定と研修の実施	検討	実施	実施	実施	実施

第4章 基本目標、及び具体的な取り組み

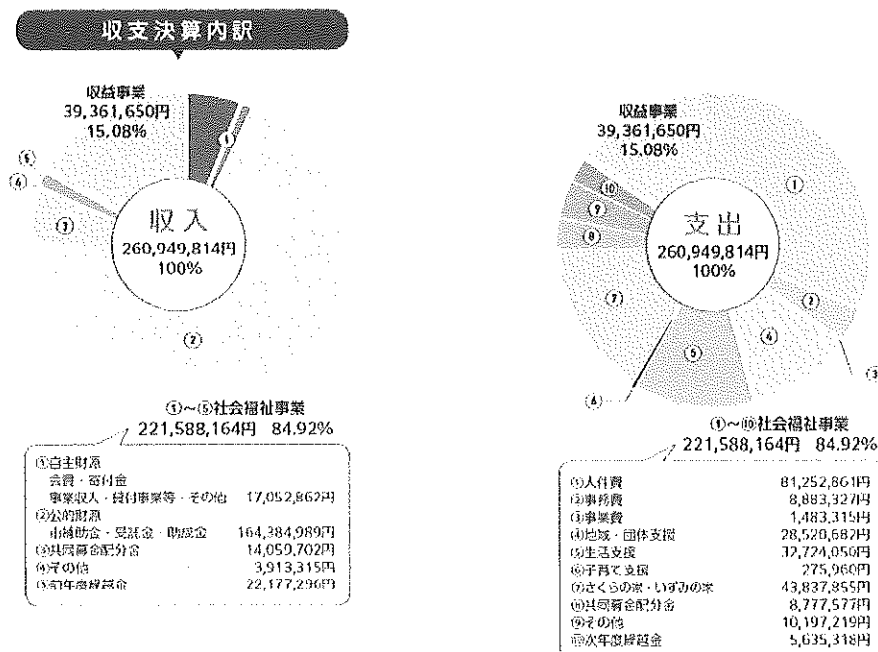
2. 基本目標に対する具体的な取り組み

基本目標4：財政基盤の強化

【現状と課題】

- ・「第7次習志野市地域福祉活動計画」に基づき、地域福祉を進めていくためには、持続可能な財政基盤が必要です。本会の財源は、社会福祉事業のための自主財源（会費・寄付金・事業収入・貸付事業等）、公費財源（市補助金・委託金・助成金）、共同募金配分金、その他の収入、さらに収益事業による駐車場使用料や自動販売機手数料などで構成されています。
- ・公費財源（市補助金・委託金・助成金）は、令和6年度決算において収入全体の約63%を占めており、大きな割合を占めています。しかし、行政自体の財源確保が難しくなっている中で、補助金や委託金による安定的な支援を期待することが徐々に難しくなりつつあります。
- ・社会福祉事業の自主財源である一般会費・特別会費及び共同募金配分金等の約84%以上は、町会を通じて納入されています。しかし、担い手の高齢化や町会加入率の低下などの影響により、これらの収入は減少傾向にあります。そのため、本会の活動に賛同いただき、地域福祉活動への参加の一環として、会費や共同募金へのご協力を、より丁寧に呼びかけていく必要があります。
- ・また、収益事業による駐車場使用料や自動販売機手数料なども重要な財源となっていますが、継続的な収入を確保するためには、さらなる工夫が求められます。
- ・急激な物価高騰により経費が増加しており、コストを意識した事業運営が一層求められています。こうした状況を踏まえ、本会としては新たな財源の確保にも取り組んでいく必要があります。

【本会の収支決算内訳（令和6年度）】



第4章 基本目標、及び具体的な取り組み

2. 基本目標に対する具体的な取り組み

【会費の納入状況】

	一般会費		特別会費		合計
	町会数	金額	件数	金額	金額
令和6年度	213	12,196,365円	786	2,585,105円	14,781,470円
令和5年度	216	12,632,272円	808	2,691,510円	15,323,782円
令和4年度	216	12,752,239円	836	2,808,788円	15,561,027円
令和3年度	216	12,967,145円	747	2,239,000円	15,206,145円
令和2年度	209	12,851,164円	620	1,868,500円	14,719,664円

【共同募金の納入状況】

	赤い羽根共同募金			歳末たすけあい募金			合計
	戸別募金		その他の募金	戸別募金		その他の募金	
	件数	金額	金額	件数	金額	金額	
令和6年度	217	8,792,866円	1,945,736円	199	6,305,671円	533,080円	17,577,353円
令和5年度	216	8,837,902円	1,656,326円	200	6,406,332円	255,431円	17,155,991円
令和4年度	215	9,057,592円	1,649,343円	197	6,446,576円	252,690円	17,406,201円
令和3年度	219	9,558,843円	1,659,155円	205	7,223,640円	79,477円	18,521,115円
令和2年度	214	9,638,737円	1,589,413円	192	6,314,383円	168,745円	17,711,278円

【実施項目】

(1) 財政意識の醸成

今後の取り組み内容

職員一人ひとりがコスト意識を持つために、予算の仕組みや内容等を十分に理解し、各職員が担当事業の収支状況を把握し、予算の範囲内でコストを意識した事業を組み立てることに努めます。

また、法人全体の経営状況、及び予算の内容や仕組みについての職員周知を徹底します。

年次計画

取り組み内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
コストを意識した業務遂行	実施	実施	実施	実施	実施
法人全体の経営状況及び予算内容等の理解	実施	実施	実施	実施	実施

第4章 基本目標、及び具体的な取り組み

2. 基本目標に対する具体的な取り組み

(2) 社協会員の増強

今後の取り組み内容

地域住民の皆さまと接する機会がある講座やイベント等で、社協事業の周知やPRを行ない、地域住民の皆さまに「社協の会員として、社協の活動に参画している」と意識してもらえるような働きかけを続けていきます。

役職員と社協支部が連携し、企業や団体に対して、社会貢献活動の視点から支持や賛同が得られるよう、特別会員への協力を呼びかけ、会費の確保に努めます。

年次計画

取り組み内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
社協についての理解促進	実施	実施	実施	実施	実施
特別会員の拡充	実施	実施	実施	実施	実施

(3) 共同募金の活用

今後の取り組み内容

赤い羽根共同募金が「じぶんのまちをよくするしくみ」であることのPRを継続して行ないます。

収入の大部分を占める「戸別募金」では、PRチラシに配分金の使いみちや事業内容などをご理解いただけるよう記載し、地域福祉を推進するために必要なしくみ・募金であることを丁寧に説明していきます。

また、多くの方が身近な場所で気軽に募金ができるような環境づくりに努めます。

年次計画

取り組み内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
共同募金についての理解促進	実施	実施	実施	実施	実施
募金額の拡大に向けた研究・実施	研究	検討	実施	実施	実施

(4) 多様な財源の確保・活用**今後の取り組み内容**

地域ニーズに応じた新規事業の提案、国や県の補助金制度の積極的な活用、企業・団体との協働による資金確保、さらにクラウドファンディングなど市民参加型の資金調達手法の導入を通じて、多様で持続可能な財源の確保を図ります。

また、既存事業の効果検証を行ない、必要に応じて見直しや再構築を進めていくとともに、収益事業である「駐車場運営事業」や「自動販売機設置運営事業」についても、収入拡大に向けた工夫と改善を推進します。

年次計画

取り組み内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
新たな委託事業や補助事業の検討・提案	検討	実施	実施	実施	実施
収益事業の収入拡大 (駐車場運営事業、自動販売機設置運営事業)	検討	実施	実施	実施	実施
既存事業の見直しと再構築	実施	実施	実施	実施	実施

(5) 委託財源の適正化**今後の取り組み内容**

委託事業ごとの収支を的確に把握し、効率的な運営を図るとともに、適正な委託料の確保に向けて行政との協議を継続します。

年次計画

取り組み内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業収支を踏まえた委託料の適正化	検討	実施	実施	実施	実施

第4章 基本目標、及び具体的な取り組み

2. 基本目標に対する具体的な取り組み

基本目標5：行政とのパートナーシップ

【現状と課題】

- ・習志野市との連携のもと、地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進や各種福祉事業の受託を通じて、協働体制が構築されています。
- ・市健康福祉部との定期的な情報共有や意見交換の場も設けられており、信頼関係は良好です。
- ・災害時の支援体制や高齢者・障がい者支援など、行政と連携した取り組みが進められています。
- ・一方で、事業委託における役割分担や責任範囲が不明確な部分があり、業務の効率性や迅速性に影響を及ぼすことがあります。
- ・本会の役割や機能に対する行政側の理解に差があり、対等なパートナーシップの構築に向けた認識の共有が必要です。

【実施項目】

(1) 行政各課との連携促進

今後の取り組み内容

市の所管課である健康福祉政策課を含め健康福祉部との定期的な会議や意見交換会を設け、地域福祉に関する課題やニーズ、事業の進捗状況などを共有し、相互理解と連携の強化を図ります。

年 次 計 画

取り組み内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
健康福祉部との情報共有	実施	実施	実施	実施	実施

基本目標6：広報活動の充実

【現状と課題】

- 本会では、広報紙『ふくし習志野』の発行（年4回）、ホームページにおいてFacebook、Instagramを活用した情報発信を行なっています。
- 『ふくし習志野』は、本会の事業をわかりやすく伝えるだけでなく、地域で行なわれている取り組みについても紹介し、より地域福祉への興味関心が高まるような内容を目指して作成しています。新聞折込により配布をしていますが、新聞契約数の減少により、『ふくし習志野』の発行部数は減少しています。
- 地域福祉の推進には、地域住民の皆様の参画が必要不可欠であり、そのためには社協の認知度を高め、社協の支援者・協力者を拡大する必要があります。
- これまで社協と繋がらなかった方たちや、若年層をはじめ多世代層との繋がりをもつためにも、FacebookやInstagramなどSNSを積極的に活用した情報発信の強化が必要です。

【実施項目】

（1）多様な媒体を活用した社協の事業・活動等の情報発信

今後の取り組み内容

FacebookやInstagramを活用し、地域福祉活動の適時な情報の受発信を行ないます。

どの情報をどの媒体で発信するのかを整理し、効果的な情報発信に努めます。

ひとりでも多くの地域住民に、社協活動に興味・関心を高めていただき、活動に参画していただけるよう、「地域福祉に繋がるきっかけづくり」となるような情報発信に努めます。

年次計画

取り組み内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
SNSを活用した社協の事業・活動等の情報発信	実施	実施	実施	実施	実施

第4章 基本目標、及び具体的な取り組み

2. 基本目標に対する具体的な取り組み

基本目標7：住民主体による福祉活動の推進

【現状と課題】

- ・現在、市内には16の社協支部があります。社協支部では、地域で暮らす人たちが主体となって、地域の特性を活かした支え合いの活動をしています。
- ・全国社会福祉協議会が作成した『社会福祉協議会 基本要項 2025』において、これまでも社協は住民主体の地域づくりを行なってきましたが、引き続き、住民の参加を働きかけ、支え合いや地域づくりに向けた取り組みを促進していく「住民主体」が必要であるとされています。
- ・しかし、町会加入率の低下をはじめ、退職の高年齢化やライフスタイルの変化などにより、新たな仲間を増やすことが非常に難しい状況下にあります。
- ・一方で、福祉分野に限らない、まちづくりや地域課題の解決に関心を持つ人たちも増えています。個人が自分の意思により、参加したいと思えるようなグループとの出会いやつながる場づくりに取り組む必要があります。
- ・本会も、地域生活課題の広がりや、住民の関心の多様化を踏まえ、あらゆる分野の関係者と連携・協働することが求められています。

【実施項目】

(1) 住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる体制づくり

今後の取り組み内容

千葉県社協が推進する、地域生活課題について住民同士が話し合う場である「地域福祉フォーラム」事業の活用について、社協支部への情報提供や、利用支援を行ないます。

また、住み慣れた地域で孤立せず安心して生活するための、高齢者の集まり、子育て世代の集まり、世代を超えた集まりの場である「地域サロン」についてPRを行ない、開設を促進していきます。

年 次 計 画

取り組み内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
住民の主体的な活動の充実に向けた支援	実施	実施	実施	実施	実施

(2) ボランティアの育成、ボランティアグループやNPOの立ち上げ・活動支援**今後の取り組み内容**

誰もがボランティア活動に参加できるボランティア活動を研究していくと共に、広く住民に対し、ボランティア活動に関する情報周知に努めます。

新たな地域課題を解決するためにグループを立ち上げたい人たちへの相談支援や情報提供に努めます。また、既存のボランティアグループが、活動を継続するうえでの課題を聴き、課題解決に向けた必要な支援や情報提供を継続して行ないます。

年次計画

取り組み内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
ボランティア活動の情報周知	実施	実施	実施	実施	実施
新規ボランティア団体の立ち上げ支援	実施	実施	実施	実施	実施
既存ボランティア団体の活動支援	実施	実施	実施	実施	実施

(3) 住民主体のたすけあい活動や生活支援サービスの推進**今後の取り組み内容**

社協支部長が協議する場である「支部長会議」において、地域福祉活動に関心のある住民を発掘し、支部活動に繋げていくための取り組みについて意見交換を行ないます。

地域福祉活動への住民の理解を深めていただき、住民主体のたすけあい活動を次の世代へと繋げていくためにも、社協支部活動の情報発信を強化し、担い手の確保、育成に努めます。

年次計画

取り組み内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
社協支部活動の担い手の育成	実施	実施	実施	実施	実施

第4章 基本目標、及び具体的な取り組み

2. 基本目標に対する具体的な取り組み

(4) 発災時の災害ボランティアセンターの設置に向けた体制整備

今後の取り組み内容

発災時における災害ボランティアセンターの設置・運営に向けて、既に構築されている行政や関係団体などとの連携体制をさらに強化し、役割分担や情報共有の実効性を高めていきます。

また、定期的な訓練や協議を通じて連携の質を向上させるとともに、初動マニュアル及び災害ボランティアセンター運営マニュアルを定期的に見直します。

さらに、福祉避難所の開設・運営に関しても市と連携し、円滑な対応体制を整備します。

年 次 計 画

取り組み内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
平時からの行政や関係団体との関係づくり	実施	実施	実施	実施	実施
初動マニュアル及び災害ボランティアセンター運営マニュアルの定期的な見直し	実施	実施	実施	実施	実施
福祉避難所開設における対応と運営に関する市との連携	実施	実施	実施	実施	実施

基本目標8：個別支援と地域づくりの一体的な展開

【現状と課題】

- ・高齢化や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化により、地域生活課題が複雑・多様化しています。
- ・関係機関との連携体制は進んでいますが、情報共有や役割分担、支援の継続性に課題があります。
- ・個別支援で得た地域生活課題を地域づくりに活かす仕組みが十分に機能していません。
- ・地域住民の主体的な参加と、協働による地域生活課題解決の場づくりが必要です。

【実施項目】

(1) 多様な地域生活課題へ対応できる支援体制づくり

今後の取り組み内容

個別支援で得た地域生活課題を地域づくりに活かす仕組みを整え、支援と活動の連動を図ります。

年 次 計 画

取り組み内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
個別支援と地域づくりを一体的に進めるための仕組みの整備	研究	検討	実施	実施	実施

第4章 基本目標、及び具体的な取り組み
2. 基本目標に対する具体的な取り組み

基本目標9：地域福祉計画・地域福祉活動計画

【現状と課題】

- ・習志野市が策定する「習志野市地域福祉計画」は、市が地域福祉を推進するうえでの方向性や理念を明らかにする計画です。本会が策定する「習志野市地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進を目的とした実践的な活動・行動計画です。
- ・「習志野市地域福祉活動計画」は職員の中でプロジェクトを立ち上げて策定しています。習志野市が策定する「習志野市第3期地域福祉計画」、前計画である「第6次習志野市地域福祉活動計画」をもとに、地域住民と共に地域福祉を推進していくための道標となる9の重点施策並びに29のアクションプランを明らかにし、その実現に向けて現状と課題を整理し、目指すべき方向性をより具体的に決めました。

【実施項目】

(1) 地域福祉活動計画の策定

今後の取り組み内容

社会情勢の変化や福祉を取り巻く状況の変化を踏まえ、計画期間の途中で検証し、後期の計画に反映していきます。

習志野市が策定する「地域福祉計画」と、本会が策定する「地域福祉活動計画」の内容の整合性を合わせ、それぞれで役割を担い、かつ相互に連携し、地域福祉を進展させていくための計画となるようにしていきます。

年次計画

取り組み内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
地域福祉計画との整合性を保持した地域福祉活動計画の策定	計画の遂行	計画の遂行	計画の見直し	計画の遂行	計画の遂行

基本目標10：包括的な相談と支援

【現状と課題】

- ・地域住民が抱える課題が複雑化・複合化し、従来の分野別の支援体制では対応が困難となる現状があります。そのような中、課題を抱えた方に寄り添いながら包括的な相談・支援にあたる必要があります。

【実施項目】

(1) 相談しやすい相談窓口の整備

今後の取り組み内容

地域包括支援センター（高齢者相談センター）や自立相談支援機関等の関係機関と連携し、ワンストップで地域住民の相談を受け止めるための体制を整備し、対応します。

年次計画

取り組み内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
住民が相談しやすい 総合相談体制の整備	実施	実施	実施	実施	実施

基本目標11：相談支援業務のマネジメント

【現状と課題】

- ・本会に寄せられる相談内容は多岐にわたり、継続的かつ質の高い相談支援が求められます。また、個人情報の適切な管理といった観点から、相談記録の適切な管理・共有、運用の仕組みづくりが求められます。

【実施項目】

(1) 社協内の連携や情報共有、記録の整備

今後の取り組み内容

相談記録について、記録内容・管理方法・共有範囲を明確に定め、個人情報保護に配慮しつつ、適切に活用できる仕組みを整備します。

年次計画

取り組み内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
相談記録の適切な管理・ 共有する仕組みの整備	検討	実施	実施	実施	実施

第4章 基本目標、及び具体的な取り組み

2. 基本目標に対する具体的な取り組み

基本目標12：地域における多機関協働の推進

【現状と課題】

- ・複雑化・複合化する地域課題においては、支援者間の円滑な情報共有や継続的な支援を行なうために、横断的な事例検討の場をつくる必要があります。

【実施項目】

(1) 地域の相談支援機関、サービス事業所、福祉施設等のネットワーク構築

今後の取り組み内容

支援が困難な事例について、重層的な支援ができるよう役割分担、連携を明確にし、可視化できるネットワークを構築します。

年次計画

取り組み内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
福祉関係者が共有するための地域資源の情報をマップ化、リスト化	検討	検討	実施	実施	実施

【実施項目】

(2) 多機関の連携・協働による複合的な課題への対応

今後の取り組み内容

支援が困難な事例について、支援内容や役割分担、連携について適切に検討、調整する仕組みを整備し対応します。

年次計画

取り組み内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
複合的な課題を抱えている困難事例について、検討・調整する仕組みの整備	検討	検討	実施	実施	実施

基本目標13：権利擁護支援の体制整備

【現状と課題】

- ・判断能力が不十分な人に対する総合的かつ継続的な権利擁護支援に向けて、専門職や当事者団体、家庭裁判所、習志野市等による地域連携ネットワークを構築する必要があります。

【実施項目】

(1) 権利擁護支援のネットワーク構築

今後の取り組み内容

習志野市と協議し、成年後見制度利用促進にかかる中核機関の整備、受託を進めていきます。

年次計画

取り組み内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
成年後見制度利用促進にかかる中核機関の整備、受託	検討	実施	実施	実施	実施

【実施項目】

(2) 権利擁護支援に関する事業の実施

今後の取り組み内容

社会問題化している身寄りのない高齢者等の見守りや死後事務等の支援について、日常生活自立支援事業や成年後見制度等との連携を強化し、実施に向け検討、対応していきます。

年次計画

取り組み内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
身寄りのない高齢者等の見守りや死後事務等の支援について検討、対応	検討	検討	実施	実施	実施

第4章 基本目標、及び具体的な取り組み

2. 基本目標に対する具体的な取り組み

基本目標14：地域に根ざした施設運営の推進

【現状と課題】

- ・「老人福祉センターさくらの家」と「地域福祉センターいずみの家」は、令和6年度からの5年間、本会が指定管理者として運営を担っています。
- ・さくらの家では、高齢者の多様なニーズに対応した事業の展開と、安心・安全で地域に親しまれる施設運営のさらなる充実が求められています。
- ・いずみの家は、地域福祉の拠点として、ボランティア活動の活性化や利用促進に向けた環境整備が課題となっています。
- ・施設の老朽化が進んでおり、安全・快適な環境整備や防災機能の強化が必要とされています。

【実施項目】

(1) 高齢者の健康と交流を支える施設運営の推進（さくらの家）

今後の取り組み内容

利用者の健康維持や介護予防を目的とした講座・体操・文化事業の実施、相談支援や交流事業の充実、サークル活動の支援に取り組みます。

併せて、感染予防と安全な施設環境の整備、広報活動による利用促進に取り組みます。

年 次 計 画

取り組み内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
利用者の健康維持と地域交流を促進するための施設運営の推進	実施	実施	実施	実施	実施

【実施項目】

(2) 地域福祉の充実に向けたボランティア支援と利用環境の整備（いずみの家）

今後の取り組み内容

地域福祉の拠点として、ボランティア活動の支援体制強化と誰もが利用しやすい環境づくりに取り組みます。

年次計画

取り組み内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
ボランティア活動の支援と誰もが利用しやすい環境づくりの推進	実施	実施	実施	実施	実施

【実施項目】

(3) 安全・快適な利用環境を維持するための施設の環境整備

今後の取り組み内容

施設の老朽化に配慮した計画的な修繕を実施します。

年次計画

取り組み内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
施設の老朽化に配慮した計画的な修繕の実施	実施	実施	実施	実施	実施

(計画の策定経過)

第5次発展強化計画 策定プロジェクト会議

	日程	内容
1	令和7年 1月20日	- 第5次発展強化計画の内容について - 策定スケジュール（案）について
2	令和7年 6月11日	- 第5次発展強化計画 期間の検討 - 策定方針について
3	令和7年 7月 3日	- 市町村社協経営方針に基づくチェックリストを活用した第4次発展強化計画の評価について - SWOT分析の手順の確認について
4	令和7年 9月24日	- 策定スケジュールについて - 第5次発展強化計画の体系図について - SWOT分析 各課への依頼について
5	令和7年11月11日	- 第5次発展強化計画の体系図について - SWOT分析 各課からの意見集約について
6	令和7年12月 4日	- 第5次発展強化計画の体系図について - SWOT分析 取りまとめについて - 本会の使命、経営方針について
7	令和7年12月23日	第5次発展強化計画 各取り組み事項の作成について（第4次発展強化計画の評価を踏まえて）
8	令和8年 1月15日	第5次発展強化計画 各取り組み事項の作成について（第4次発展強化計画の評価を踏まえて）
9	令和8年 3月 3日	第5次発展強化計画 各取り組み事項の確認について

第5次 習志野市社会福祉協議会 発展強化計画

発行年月: 令和 8 年3月

発行・編集: 社会福祉法人 習志野市社会福祉協議会

所在地: 〒275-0025 千葉県習志野市秋津3-4-1

電話: 047 (452) 4161

F A X: 047 (451) 8211

ホームページ: <https://www.nashakyo.jp/>